

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

東日本大震災復興支援

スポーツ・文化 地域子どもサポートファンド

助成申請要項

応募期間：2013年8月1日（木）～2013年8月30日（金）まで ※必着

■ 趣旨・目的 ■

被災地の子どもの教育的、身体的、社会的な発達のために

東日本大震災の被害から復興への取り組みが継続する中、教育や地域社会においても子どもたちの健やかな成長を支える環境づくりが求められています。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは「スポーツ・文化 こどもサポートファンド」を通じて、被災地の子どもたちに安全で健康的、適切な学校環境を整え、また、スポーツ・文化活動への継続的な参加を支援することで、子どもの教育的、身体的及び社会的な発達を容易にする環境と機会づくりに貢献します。

■ 支援対象団体 ■

次の全ての要件を満たす団体を対象とします。

1. 福島県内に所在し東日本大震災に起因する被災により活動に支障をきたしている団体
2. 子どもが中心となって、地域に根差したスポーツ・文化活動を行う学校、団体
3. セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのビジョンとミッションに賛同する団体
4. 団体の活動に関する情報を発信、事業報告をすることができる団体

■ 支援対象活動 ■

次の全ての要件を満たす活動を対象とします。

- ・福島県内の小中学生および高校生を対象にして実施するスポーツ・芸術・音楽・郷土芸能、その他文化活動
- ・震災の影響により、活動が困難となっている活動

※1つの学校または団体の中で、申請したい活動が複数ある場合は、上限30万円を超えない範囲で複数の活動への費用を組み合わせても構いません。

■ 対象外事業 ■

- ・学校の授業の一環として実施されるもの
- ・営利を目的とする活動
- ・政治的および宗教的な活動
- ・特定の事業者や個人の利益に寄与する活動
- ・学術的研究活動
- ・基金
- ・土地や建物の購入に充当すること

■ 活動支援金額 ■

1. 1 申請あたり上限金額 30 万円（1 団体/学校内における複数の活動を組み合わせても可）
2. 1 団体または 1 校からスポーツと文化活動両方の申請可能。ただし、それぞれ 1 申請のみに限られ、申請書は分けて提出ください。
3. 活動支援金比率 100%（全額を活動支援金で充当する）事業も応募可能。
4. 次の経費は、活動支援金と対象となりません。
※大人が使用するユニフォームや備品、スタッフ人件費、飲食代、事務所等維持のための管理費、施設整備

■ 支援対象期間 ■

2013 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間で原則 3 か月間

- ※支援対象期間外に行われる活動の経費は活動支援金から支出できません。
- ※支援対象期間後や支援対象期間前の支出をさかのぼっての充当はできません。
- ※活動支援金は支援対象期間内に実施される活動の支出のみに充当してください。

■ 支援予定件数 ■

30 件程度の採択を予定しています。

■ 審査 ■

申請書の内容をもとに審査を行い、採択の可否と活動支援金額を決定します。申請書提出後に電話インタビューなどで追加情報を伺うことがあります。

■ スケジュール ■

1. 応募期間終了後、1 ヶ月以内に採否の結果をご連絡します。
2. 活動支援金の交付が決まった団体と確認書を締結します。
3. 確認書を受領ののち、指定の口座に活動支援金の決定額を振り込みます。
※活動支援金の振込は 9 月末ごろを予定しています。
4. 事業実施後 30 日以内に、報告書を提出し精算してください。

■ 報告 ■

事業実施完了後、30 日以内に下記の報告書を提出してください。

1. 「事業実施報告書」（様式 3）
2. 「会計報告書」（様式 4）
3. 当会の支援によって行った活動の収支実績・活動内容に加え、参加した子どもたちの声や保護者からのご意見
4. 活動の様子がわかる写真（画像データ）4, 5 枚
5. 証拠書類（領収書等）
※支援対象となった場合、団体名、事業内容、提出された実施報告書や写真などは、当会ホームページなどに掲載させていただくことがありますのでご了承ください。

■ 応募方法 ■

応募に必要な書類一式を申請書提出先に、郵送にてお送りください。

なお、提出された書類はいかなる理由においても返却いたしませんので、一部コピーを手元に保管しておいてください。

■ 応募書類 ■

1. 活動申請書（様式 1）
2. 収支予算書（様式 2）
3. 見積書（単価が 10 万円を超える物品・サービスの場合、見積書あるいはカタログを添付してください。）

【お願い】

- ・ 全ての書類は片面 A4 で提出してください。（添付書類も A4 用紙に張り付けてください）
- ・ ホチキス留めはしないでください。
- ・ 応募書類が到着いたしましたら、1 週間以内に事務局よりご連絡をいたします。もし、一週間を過ぎても連絡がない場合は、申請書の受理について弊社までご確認ください。

■ 申請書提出先/お問い合わせ先 ■

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 会津若松事務所

住所：〒965-0006 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合 129-3

ガーデンヒルツルカメ 203 号室 担当：藤井

TEL：0242-32-3392

問い合わせ：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9:30～18:30

■ 個人情報について ■

申請書類から得られた個人情報は、選考・審査、及び統計資料の作成、申請者への連絡等に使用します。また、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ申請者の同意なく上記の目的以外に使用することはありません。

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

セーブ・ザ・チルドレンは、英国で 1919 年に創設された援助団体で、国連に承認されている子どもたちのための国際 NGO です。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、1986 年に設立、日本を含む世界 29 ヶ国で教育、保健、子どもの保護、災害緊急支援などの活動をしています。福島県では原発事故により遊び場、学び場、居場所などが制限されている子どもたちが安心・安全に過ごすことが出来る機会を提供しています。それぞれの活動は子どもたちをはじめ地域のみならずとともに、子ども参加による復興を目指してまいります。

【ビジョン】セーブ・ザ・チルドレンは、すべての子どもにとって、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」が実現されている世界を目指します。

【ミッション】セーブ・ザ・チルドレンは、世界中で、子どもたちとの向き合い方に画期的な変化を起こし、子どもたちの生活に迅速かつ持続的な変化をもたらします。